

令和5年度長野県初級パラスポーツ指導員養成研修会開催要項

1 目的

障がい者及び障がい者のスポーツに対し、必要な知識と技能を有する障がい者スポーツ指導員を養成することにより、障がい者のスポーツの振興および発展を促し、スポーツを通じて障がい者の体力の維持増進と機能回復の向上を図ることを目的として開催する。

2 主催

長野県
公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会

3 後援

公益財団法人日本パラスポーツ協会

4 協力

長野県障がい者スポーツ指導者協議会
長野県障がい者スポーツ指導者中信地区協議会

5 期日

前期 令和6年1月20日（土）～21日（日）
後期 令和6年1月27日（土）～28日（日）

6 場所

1月20日、21日及び27日
えんぱーく（塩尻市市民交流センター）
399-0739 塩尻市大門一番地12号2号 塩尻市市民交流センター内
電話 0263-53-3365 FAX 0263-53-3369
1月28日
ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
399-0704 塩尻市大字広丘郷原1657-2
電話 0263-52-3800 FAX 0263-52-3801

7 受講対象者

次の要件の全てを満たす者

- (1) 原則として、県内在住の者（学生については、卒業後、県内で活動できる者に限る）
- (2) 令和5年4月1日現在の年齢が18歳以上の者
- (3) 前期・後期の両期間（4日間）の受講ができる者
- (4) 障がい者スポーツの指導に関わっている者及び関心があり、今後地域で障がい者スポーツの普及・指導に貢献する意欲のある者
- (5) 「競技規則」の理解が可能であり、障がい者への運動指導ができる者

8 研修科目

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱、公認パラスポーツ指導員基準カリキュラム（初級）による。 別紙参照

9 受講料

無料 ただし、テキスト代及び保険料として3,850円を徴収します。（初日に徴収）

10 定員

30名

11 受講者の決定

申込者が定員を超えた場合は、選考により受講者を決定します。受講者の選考にあたっては、申込書の動機及び指導歴を参考としますので、詳しくご記入ください。

12 申し込み

(1) 申込書を郵送、またはFAXで下記まで送付してください。

〒381-0008 長野県長野市大字下駒沢586

公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 養成研修係 宛て

TEL 026-295-3661 FAX 026-295-3662

Mail info@nsad.or.jp

(2) 申込み締め切り 令和5年12月28日(木) 必着

13 修了証書

養成研修会の全課程を修了した者については、修了証書を交付します。

14 資格申請

修了証書を受けた者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認初級パラスポーツ指導員の資格を取得することができます。

(申請・認定料5,500円、登録料3,800円は別途各自負担となります)

15 初級パラスポーツ指導員とは

地域で活動する18歳以上の指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者。

また、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては健康や安全管理を重視した指導ができる者。

さらに、地域の大会や行事に参加すると共に、指導員組織の事業にも積極的に参加するなど地域の障がい者スポーツの振興を支える者。

16 その他

(1) 受講の可否については、選考後申込者（本人）全員に通知します。

(2) 研修会修了者は、長野県障がい者スポーツ指導者協議会に登録していただき、活動に協力していただきます。（登録料1,000円）

(3) 宿泊を希望する方は、主催者では斡旋しませんので、事前に各自でご用意下さい。

(4) 昼食は各自でご用意ください。

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、防止対策を万全にして実施の予定ですが、開催が延期または中止となる場合もあります。その場合は受講者に通知するほか、ホームページなどでお知らせしますので確認してください。